

## 一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年12月 1日～令和11年11月30日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

#### <対策>

- 令和 6年12月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく” 応援企業の登録を受ける
- 令和 7年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 8年 4月～ メンター選定
- 令和 8年10月～ メンター研修の実施・制度の導入、社員への周知

目標2：テレワーク制度の利用推進する。(月2回以上の実施)

#### <対策>

- 令和 7年 4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 7年 6月～ テレワークの内容や対象について検討
- 令和 7年 7月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討する